

長州征伐



長州征伐

きく日本の歴史を書き変える引金になつた長州征伐に、この辺鄙な私たちの古里ちくさの村々がどのようにかかわっていたかをちくさで見つかつた十数通の文書をもとに述べてみよう。

(一) 古老の話

「おかんよ、わりやあ。どうのこおのて、鉄砲玉がビュルン、ビュルン耳もとへ、へつとくと、とんできて、どだい、おられへんかつたワ。」

第二次長州征伐に軍夫としてかり出された岩蔵権右衛門の孫、小林さきえさん（明治三十二年生）が、古老たちの集の時、語られた思い出話の一節である。

本当は、さきえさんの父にあたる佐太郎が出ることになつていたが、当時佐太郎はまだ独身で、もしもの事があつたら後継がなくなるので、かわりに権右衛門が出たわけである。

「抜けてもどつたんが見つかると討首になるかも、といひて、かくれとつたんですワ。この次、出え、ゆうことになつたら、出んとしようがない、と覚悟をきめとつたら、幕府が負けてしまつて、でんでもええことになつて。やれやれじやつたいうて……。」

(二) 長州征伐の前夜

十八世紀末からあらわれた、外国船の日本沿岸への接近は、幕府の首脳部の頭を悩ませていたが、嘉永六年（一八五三）アメリア東インド艦隊司令長官ペリーが浦賀に入港し、幕府に開国を要求したことは、決定的な打撃を与えた。翌安政元年には、力を背景に強引におしきられた幕府は長い間の鎖国を破つて、日米和親条約を締結しなければならなくなり、ついで安政五年（一八五八）には初代駐日総領事ハ里斯と日米修好通商条約を結んだ。

既に弱体化していた幕府は、条約締結に際して、諸藩の意見を上申させると共に勅許を得ることにより、支配階級の結集を図り、それによつて内憂外患をのりきろうとしたが、尊皇攘夷論者の妨害によつて勅許を得られず、それを待たずに調印したことは、一層彼等を怒らせた。

関ヶ原の戦（慶長五、一六〇〇）で家康が全日本の支配権を握つてから二百数十年続いた徳川幕府が倒れ、明治維新へと大

な名、志士たち百名を処罰した。

これを安政の大獄といい、この大弾圧は幕府の権威を高める目的だったが、結果は逆で、井伊大老は水戸、薩摩の浪士など十八名に暗殺された。そして尊皇攘夷、倒幕の動きは急角度に発展した。

文久二年（一八六二）朝廷は攘夷の方針を決定。攘夷派の武士たちはイギリス公使館の焼打、外国船の砲撃（文久三、一八六三）と、幕府をますます窮地に追いつめていった。文久三年、この年には天誅組の挙兵、生野の変、翌元治元年には水戸で天狗党の反乱、と倒幕の挙兵が相つぎ騒然たる世になつた。

文久三年（一八六三）朝廷の伝統的権威と結びつくことにより、崩れゆく幕府のたてなおしをはかるうとした公武合体派のクーデターが成功して京都から尊皇攘夷派勢力を追放。

慶応元年（一八六五）幕府は將軍家茂自ら大阪に出向き、ここに第二次長州征伐が始まった。

しかし此の度は、朝廷も諸藩もこれに反対の空気が強く、とにかく薩摩は出兵命令を聞かなかつた。

山崎、本多藩などは譜代大名でありながらも、第一次征長の時にかり集めた軍用金の返済のめどもなく、遂に第二次には出兵することができなかつた。

禁門の変で長州軍が皇居へ発砲したことを理由に、幕府は長州追討の勅令をとり、さきの尾張藩主徳川慶勝を征長総督として、元治元年八月に出兵した。

慶應二年六月幕府軍長州にせまる。連戦連敗。

長州征伐

当時長州藩では、下関砲台より外国船を砲撃し、英、仏、米、

そのありさまを岩野辺の庄屋一坪門藏は「袖日記」に次のよ

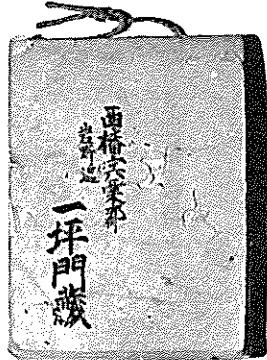
蘭四ヶ国連合艦隊の来襲を受けて屈伏した事件以来、保守派の力が強くなり、毛利家支族吉川経幹の説を入れて責任を三家老と四人の参謀にかぶせて処罰し、藩主父子閉居、恭順の意を表したので幕府軍は戦わずして兵を引き上げた。これが第一次長州征伐までのあらましである。

高杉晋作ら藩内の強硬派は藩の態度を不満として反乱を起し、保守派から主導権を奪いかえすことに成功、武士だけでなく農兵隊の編成、外国からの優秀な武器購入等々、着々と討幕の計画を進めた。

うに記している。



門藏袖日記



幕府軍が長州軍にさんざんなめに合わされた様子が眼に浮ぶようである。

(三) 天領の村々

ところで、当時ちくさ、三河の村々は幕府が直接支配する天領で西河内村、東河内村、河呂村、岩野辺村、西山村は生野代官の支配、千草町、黒土村、七野村、室村、下河野村、鷹巣村、小茅野村は大阪谷町の代官所の支配下にあつた。船越村、河崎村、上三河村、中三河村、下三河村、下野村、漆野村と西塩野村（山崎町塩山）銀山村（同上）も大阪谷町の支配下であつた。

そして大沢村、今出村、土万村は三日月藩（私領、森対馬守領分）葛根村は安志藩（私領、小笠原信濃守領分）であつた。

紀伊様はじめ彦根、高田、柳原、会津、今津、桑名、備後譜代大名残らず、芸州広島表御つめ、日々防州境小瀬川近辺の山、

沖など、又は北浦、石州山海辺までも越え、たびたび御合戦。

鉄炮、大筒、入れかわり立かわり大いくさ。

合計ところが日々、度毎に長州方勢強く、東方大勢もつて戦いこ

れありそろうても負けいくさにて、日々死人多く、弓、鉄炮、ヨロイ、かぶとなど、すておき陣所へ引き上げ、皆あとで長州勢集め、ひろいとり持帰りそろうありさまで—（後略）

それは、作州（岡山県の東部）播州の天領すべての村々へ人馬夫役の命令が来た。

ある。

右のようにお、せつけられ候につき御請書を差上たてま
つり候、以上

丑十一月十七日（一八六五）

生野御役所

「長防（長＝長門、山口県の北西部。防＝周防、山口県東半部）御人数御さしむけにつき、御領所村々へ、人馬夫役お、せつけられ候間、そのむね相心得、村高千石につき五人あて壮健の者をえらび、二十五人に一人の宰領（人夫の支配、監督役）をつけ差図の場所へ出むかせよ。人夫に出たものの留守中は、かわりの者に耕作させるようにし、その者の手当は、お上より下されるから、その事をよく心得てとりはからえ。

当時ちくさの十一ヶ村は村高合計は約四千百石程だから、この時人足として徵發されたのは二十人程だと思えるが、前記西山村の樋右エ門（岩踏）と西河内村の福藏（井上）以外は不明である。

一、留守中の百姓仕事を代つてする者の雇賃は一ヶ年に金二十両あての割合で日割で御わたしになり、その者の、めし代として一日につき百文下され、その外に、給、はんてん、ももひき、足袋など一通下され、とくに宰領の者へはひら人足の二人分下される。

慶応二年（一八六六）六月七日「すみやかに追討の功をとげ宸襟（天子の心）を安んじたてまつるべし」との勅許が下され、幕府はいよいよ長州征伐の戦端を開くことになった。生野の代官も広島へ出発することになった。

生野代官所から岩野辺村庄屋石原六郎兵工にも広島進發の命令がきた。

一、右の人足として村々で壯健の者の名前をきめ、そのうえ宰領になる者の名もきめて出せ。

御用状をもつて申入候、しかば今般、芸州広嶋兵糧

一、右の人足、宰領の者共は生野御役所にて見聞するから早々に人数をいつまでに出すか定めよ。

方御用をお、せつけられ来る七月一日御代官出張につき、そこもと右御用お、せつけられ候間、来る二十八日朝五ツ時（前八時）までに御役所へまかりこし申さるべく候

寅六月二十四日

後藤鑑二郎

桂信一郎

菊地 権作

播州岩野辺村

石原六郎兵工殿

六月二十五日

代官所から御用状が来た次の日づけで、生野の井筒屋からも飛脚がやつて來た。

岩野辺村

門藏様

伴藏様

生野

井筒屋

先触

一、人足三人
一籠かご

両掛りょうかか
一荷か

一挺とう

六郎兵衛（伴藏と同一人）のみならず宍粟郡の庄屋衆は刀をさし、小者をつれて生野代官所まで急行した。道中の町村へ出発に当つて次のような先触さきづけを出した。

申上候

別紙御書付御拝見の上御日限御おくれなきよう御出勤なさるべく御さしつえの分も間違なきようなさるべく候、まずは右の段申し上げたてまつりたく、かくの如くに御

ざ候 以上

少々さし急ぎ御用向のみ申上候、今般御用向の義いざれざることと存じたてまつり候

飛脚をもつて申上候、向夏の節貴君様ますます御安泰のよし珍重の義に存じたてまつり候

右は、私たち明二十七日昼九ツ時（正午）宍粟郡岩野辺村を出立、芸州広嶋行の御用で、夜ふけには生野陣屋まで参りますので書面の人足、支配所のほかは御定めの賃銭受取り、とどこおりなく、また渡舟で川ごえする所はその前後の村々より申し合せてさしつかえないよう取はからわれるよう。この先触、早々森垣村から銀山町（生野）の方へ出ております井筒屋達次郎方へ届けられます

よう。

以上

先月二十六日保井村二十日市の御たきだし場に勤めており

ましたが、人足の者たちはこつそり逃げてしましましたので、すぐそのことを御役人へ御届けするつもりで、貞藏と相談して森様へ御うかがい致しましたところ、まずそのままにしておけとのことでございました。

横田新之亟手代下役
石原六郎兵工
寅六月二十六日

千草町

塩野（山崎町塩山）

二十七日夕飯山崎

安志（安富町）

前ノ庄

二十八日朝飯屋形

粟賀

伊 笹（猪篠）

森 垣（朝来郡生野町）

銀山町（同右）

右町村役人中

二十九日、二十日市より神力丸という船に兵糧米を積み込み宮内へ乗り廻るよう森様から私へおおせつけがありました。その頃、私、小々腹痛で困つておりましたが、無理に船へ乗り込み、三十日朝宮内沖へ着きましたところ、だんだん腹痛がひどくなり、しまいに下痢をし大いに難渋いたしました。三十日昼頃、宮内の御たきだし場へ御書付が参り、神力丸に積み込んでおります物、残らず糸津御用達の六右工門へ引渡し六右工門に差配させるようとの事でございました。

手があきましたので上陸して御たきだし場へ参ろうと思いましたが、なにぶん痢病同様の病体ですので、大へん心苦しく存じましたが、三十日八ツ時頃（后一時）書状をしたため貞藏に宮内のたきだし場まで持つて行かせ便船で広島へ引取り養生したいと届けてくれるよう申させました。

しかしながらぶんにも、下痢が甚だしく小舟に乗り込む事がえも出来ません。しかたなく三十日の夜も船に残つております。六郎兵工より一ヶ月前に広島で御用を勤めていた森垣村の庄屋小川知意ちぎから六郎兵工にあてた次のような手紙が来て いる。

その夜八ツ時（前二時頃）御用達六右工門が指揮して兵糧

長州征伐

船いすれも宮島湊へつけたと知らせが参り、一日の朝宮島湊へ着きましたところ、ますます痛みが激しくなりましたので、六右工門の船へ使の者をやりました。

さいわい中山唯之助殿も、その船へ御出になつておりますので、宮島へ上陸しそこでとどまつて養生してから広島へ行きたいと申し届けましたところ承知して下さいました。

それで宮島へ参り宿をとり、周斎という医者を頼み、三日朝まで養生いたしましたところ、少々下痢が止まりましたが、その時はもう神力丸はすでに帆出してしまった……」（以下原文破損）

「御公儀御法度の義は申すに及ばず万事きつと相慎申すべく」とお kami の禁令はもとより何事にもあやまちがないよう用心するように厳しく申しわたしがあった。

一火の元大切に致すべく候事。付御陣屋にてたばこを吸わない事。

一いつ御用を命じられるかわからぬから大酒を飲んだり出歩いたり絶対にしないこと。

一出すぎたまねや物しり顔をしてはならない。

焚出し場の責任者として御用を勤めていた森垣村の庄屋小川知意が人足たちにはこつそり逃げられてしまい、その上腹痛でさんざんなめにあって困り切っている様子が手にとるようにわかると思う。

（のり付で貼り合されていた手紙の後半が紛失していたのは甚だ残念ではあるが）

一よその人は言うに及ばず、たとえうちわであつても、けんか、口論しないこと。

小川知意は、この後広島で死亡した。

幕府軍に従つて焚だしや兵糧米の輸送など、その他雑用に使われた人足たちにはそれぞれ村々の庄屋たちから

一播州、作州の人足の内もし相談して脱走などの気ざしがある時は世話役庄屋へ届けでよ。もし困った事があつたら世話役へ申し出、自分だけの判断でにげ出したり決してしないこと。

一めいめい上方より申し付けられたことは何事によらず、

なまけたり、たとえ無理なおいいつけでも口答えしたり腹をたてたりしないこと。

作州

下ノ庄村 久吉

一色村 伊藤太

真殿村 国藏

上香山村 茂三郎

下野田村 嘉太郎

矢田村 類治

メ 九人

等々二十三ヶ条の守るべき心得を申し渡してあつたが「村方三人ほか御支配所にて三十人ばかり広島より夜脱けに帰り候に付」というように徵發されていた人足たちの逃亡があい続いた。各隊は毎日のようにその報告を出し責任者は逃亡者をさがしました。

右人數のもの共義、昨日よりもよりの町内種々相尋廻り候得共、一向行方相知れ申さず候間、恐れながら此段御届け申し上げたてまつります。

下役

石原六郎兵工

七月二十七日

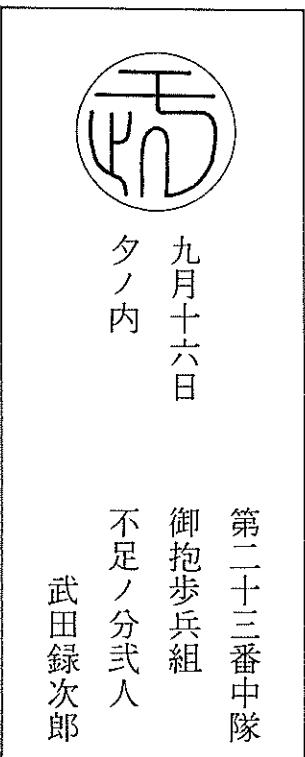
人足に逃げられただけでなく、長州征伐のために村々へ割り当てられた御用金も集まらなく宰領（人足の監督役）に命じられていた弥助も困っている。

恐れながら書付をもつて願上たてまつり候

播州宍粟郡夫人足宰領

願人

弥助



この間、私、拝借金御願申し上げました所、日割計算で

お下げ渡し下さいましてありがとうございます。

しかしながら五月中より勤めておりますので、それはすでに費いはたし、只今差当つて費用に困つておりますのでなにとぞ金十二両、特別おかし下さいますよう御願い申し上げます。

もつとも、郡中村々へ御割当になりました御用金の中で、

一金十二両也

私は渡して下さる御手当金につきましては、三方町の直市が、五月に私が広島へ出発致します時すぐ後より送るからと申しておりましたのに、何回も催促致しましたが、一向に送つて来てくれません。

重々恐れ入りますが此の度の金十二両どうか御借し下さるよう御願申し上げます。

万一私、御返しする事を怠りました節は石原六郎兵工が必ず村々へ御割当になつている御用金を取り立てて、御返上申し上げます。

右願の通り御聞とどけ下さいますれば御慈悲をもつて御用を相勤め申したくこの段ひとえに願上たてまつります。

以上

七月

右願人 弥助

証人 石原六郎兵工

御役所

右の、金十二両の拝借の件について、石原六郎兵工から生野の役元へあてて出した證文がある。

拝借證文の事

右は播州村々広島夫人足要用につき拝借つかまつり候所、実止にござ候。返納の義は来る十二月十日より生野御役所へきつと返納たてまつるべく候。これにより金子拝借澄文差上たてまつり候。よつてくだんのごとし

慶應二寅年

七月

拝借人 六郎兵工

岩屋谷村

請人 立平

生野

御役元

当御用先

右の請人になつてゐる立平の岩屋谷村は朝來郡朝來町の一部

である。

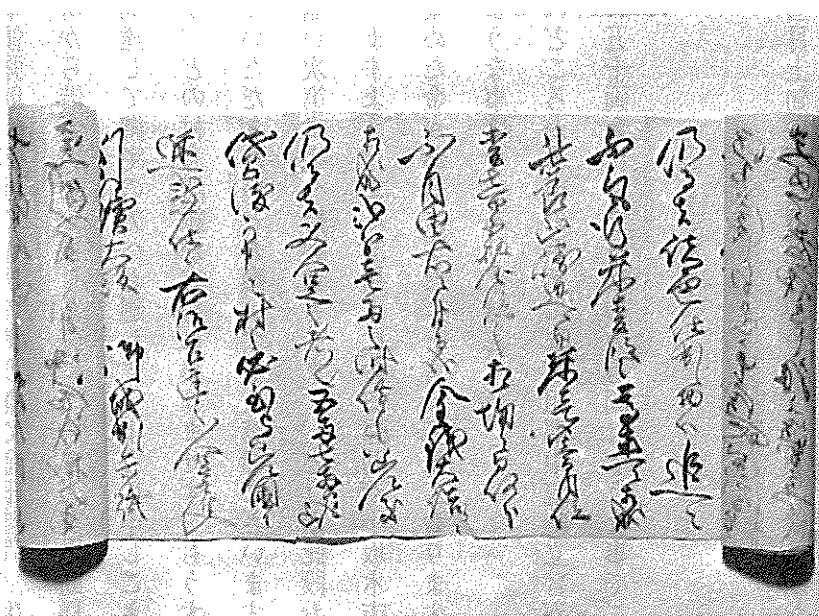
上り、米、麦も高値になつて、此の節山崎あたりでは米が一貫三百日位、麦七百五十日位の相場で何分不自由。

御用金の郡中割には、天領、私領をとわざなかなか集まらなく、広島にいっている宰領や人足が困つてゐるだけでなく地方にあつて金の工面くわんに走り廻つてゐる世話役庄屋たちも四苦八苦している様子を庄能村（山崎町庄能）の庄屋小倉嘉兵エが石原六郎兵エにあてた二メートル以上にも及ぶ長い手紙からみてみよう。

（手紙、日記は当事者間では、くどくどと説明を書かなくてもわかるが、第三者にはわかりにくい所が多い、したがつて適当に加筆したり省略したりしながら手紙の内容を書き後で重要な所の解説をする。）

芸州広嶋行きの夫人足共は出発にあたつて一人金一両二分づつ御手当金としてもらいましたが夏分の給金を渡してやらなければそのようなものは皆使い果してしまい、中には日割御下げ渡しの分まで其御地で願い下げを使いました者もあります。

殊に御出立の後、俄に大冷氣が入り田、畑共去る天保年間の大凶作の時のように不作になり、又物価がどんどん



庄屋小倉嘉兵エが石原六郎兵エに出した手紙

右人足の雇入ひよりんに要する費用の上に大阪御城出し兵賦雇

入の金がかさなり誠に困つております。

当組内の七月中旬までの分を割合致しましたが、定例入用のほかに、御征伐かかり入用が高割一石について四匁八分余、家別割は一軒について二十三匁九分余もかかります。

このような事では郡中割や冬までの分の組割は一体どのような事になりますやら、

定例入用にしても、近年だんだん増えその上に御用金の割当、とても百姓を続けて行く事ができず、つぶれ百姓になってしまいます。

入用が集まらなければ、まず一番に村々の庄屋たちがたてかえて納めねばならぬようになるのにきまつておりますが、そうなりますと一同總つぶれになつてしまます。貴君には戦場で御勤め、御苦労されておりすることは言葉では表わせませんが、村に残っている私ども日夜、家業をして入用こしらえに走り廻つております、はばかりながら御一笑下さい。

一、当年の不作について破免検見を郡中一しょに御願い

しようと心づもりしておりますのに、村々の意見が別れてこまつております。

生野分、西河内村は願をださず、大阪分も三河、千草のこらず、三方、西谷分も残らず出さず、東安積よりしも六、七ヶ村程が出るように承つております。

一、宰領弥助が御地で貴君の御取繼つづで金十二両、生野の御役所から借金いたしました分について、英之助様より早く調達して御宅の方へお廻しするように申しこされましたが、どの村も滞銀とちぎんが容易に集りませず、もうすこしまつていただきたいとお願いする次第でござります。何とか揃そろい次第貴宅へ持參致させます、どうか此段お承知下さいますよう。また芸州表による弥助が小坂木市の手元に集めた金があるはずだと言つて来ておりますが、そのような事は全くありません。

それどころか木市の手元には、組郡中臨時立替きみせが、かれこれ五十両余にもなり私の方も同じような事でござります。

足らない時だからわざわざそのような事をしてはならぬ

いと仰せられましたので心なくも差ひかえましたのであ

しからず御勘弁下さい。

寅

八月三十日

小倉嘉兵衛

文政年間（一八一八～二九）六〇匁～八〇匁
天保八年（一八六五）三〇〇～五〇〇
△二年（一八六六）七〇〇～一一〇〇
△年（一八六七）一一四八～一六一五

石原六郎兵工様

（於京都の小売り相場）「角川日本史辞典」より

山崎で米一貫三〇〇匁（一三〇〇匁）文政年間に較べると実に二十倍以上の値上りで、麦も七百五十匁。

江戸時代は大体銀六十～八十匁が金一両に換算されるが、慶応年間は金高、銀安で銀百三十～百五十匁が金一両になる。

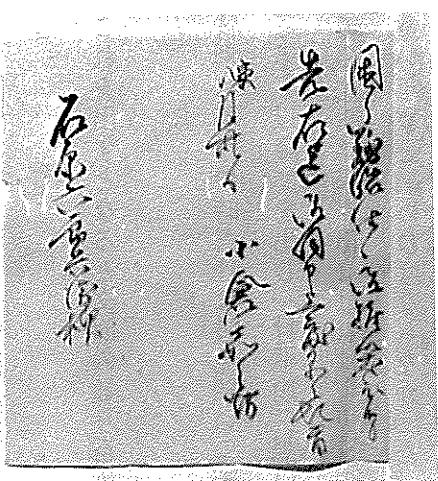
江戸は金遣、大阪は銀遣といわれ、銀安の相場では大阪の経済圏に入っている所はより苦しかったとも言える。

この小倉嘉兵工から石原六郎兵工にあてた手紙は当時の米穀
郡の村々の様子を浮き彫りにしている。

冷害で天保年間のききんの時同様の大不作、その上に物価が
すべて値上り

米価だけをみても

当時の金銀相場で小判に直すと百三十一百六十匁。
三河七ヶ村で 4.8×2,102=10,0896匁



小倉嘉平の手紙の最後の部分

土万六ヶ村で $4.8 \times 1,996 = 9,580$ 叉

両地区でほぼちくさ十一ヶ村と同額になる。

宍粟郡は三万八千余名だから千二百〜千五百両。千両箱一つでは事たりない。

これも結局百姓一軒一軒の持高に従つて等級割。その上に均等割が一軒につき約二十四匁。

しかもこれは寅年七月中旬までだけの割当である。

これを出すとなると文面の通り百姓惣つぶれになる。

特別に不作の時だけは破免願い（天領では享保一八年一一七三三年以降）を出し一村平均三割以上不作であると、役人が来ての調査結果が出なければ、少々の不作であろうと定められた重い年貢を納めねばならなかつた。

ところが天保のききんの時と同様凶作のこの年に、破免願を出すか出さないかについて、前述嘉兵工の手紙にあるようになかなか村々の意見が一致しなく、生野代官支配下の東河内、西河内の両村は願を出さないと言い、大阪代官所支配下の千草町、三河の村々は全村、三方、西谷の村々も残らず出さない、東安積よりも六、七ヶ村程は出す、と意見が別れているのは何故か。単純に考えれば凶作なら破免願を出して、年貢をまけても

室に嘉永二酉年（一八四九）三月から同五子年六月までの三ヶ年生野の代官を勤めていた望月新八郎の顕彰碑（広報ちくさにも昭和五十二年一月二十五日写真入りで紹介されていた）があり、名代官としてちくさの村々に恩恵を与え善政をした恩にむくいる為にということで建ててあるが、彼については一坪門蔵は何も書いていない。尾崎氏の「袖日記」には次のように記している。



望月新八郎の碑(室)

らえればいいのにと考えるが、それにはそれだけの理由があるはずである。

嘉永二酉三月御役所へ御入り相成り候、其節宍粟郡四十一ヶ村の内上ノ両組、東有賀、飯見、野尻五ヶ村は大阪谷町川上金五之助様御代官所に相成り残りの分生野御預りの処

嘉永三成年不熟につき破免願上たてまつり候処御聞済に

相成り候得ども、

参考までに当時の村高を表示すると次のようになる。

東河内は定免のとおり、外村々は破免になるはずだつたが、
河呂、七野の両村も前の通り（原文は外村々破免の処河呂、七
野両村破免前に相成りと書いてあり一応破免になつていたのに、
もとに戻されたように思える）になり大坂又は江戸実納になつ
た。

そして黒土村は三十四石四斗九升余

岩野辺村は百六石余

西山村は六十二石余

岩野辺村は百六石余

西山村は六十二石余

が、どれぐらい引米があつたのか記入はない。

結果この時、岩野辺は村高が八百八十石たらずで免率を五公五
民とすると年貢は四百四十石程、そのうち二割五分程の引米。
黒土村、西山村もほぼ同額の二割五分引ぐらいになる。

つまり岩野辺、西山、西河内の三村と黒土村がまけてもらつ
ていてる。

望月新八郎は生野代官だが、大坂代官の川上金五之助と相談
し委託されて両支配分を検見したものだと思われるが、それに
しても室村が記されていないのは何故だろうか、又まけてもら
つた村が顕彰碑を建てればいいのに、なぜ室村が生野代官の碑
を建てたのか、わからない。

話をもどして、何故此の度、慶応二年（一八六六）に破免願
を出すことについて村々の意見が分れたのか、を考えてみると、
まず願を出しても、まけてもらえるとは限らないことは前例が
示すとおり。又取調にやつてくる役人たちの費用一切村負担で、
負けてもらつた分とかかった費用の差勘定がどうなるかわか
らない。

長州征伐

江戸時代中期の儒学者太宰春台はその著書「経済録」に次の
ように記している。

村名	高附	反別
岩野辺	874064 <small>石井合</small>	677315
千草町	562199	364414
河呂	484117	361518
東河内	244084	182405
西河内	225145	180426
西山	486029	379502
室	347777	259101
黒土	236068	232518
七野	268493	257028
下野	208934	82221
鷹河巢	119095	107508
船越	274043	
	外に 50石	るり寺領
河崎	238033	

代官が毛見に行くと、その所の民は数日間奔走^{ほんそう}して道路の

も……」

修理や宿所の掃除をし、前日より種々の珍膳をととのえて致来を待つ。当日には庄屋、名主などが人馬や輿^こをひきて村境まで出むかえる。宿舎に至るといろいろともてなしその上に進物を献上^{けんじょう}して歓樂をきわめる、手代などはもとより召使いに至るまで、その身分に応じて金銀を贈る。このためにかかる費用は計り知れない。もし少しでもかれらの心に不満があれば、いろいろな難題を出して百姓を苦しめ、その上毛見をする時に、下熟を上熟と言つて免を高くする。

引用が少々長くなつたが、このような悪徳代官ばかりでもないだろうが、今も昔も、さもしい役人根性と言うべきか。

貧乏村だから御役人様方に来てもらつても御宿になるような居宅もなく、膳椀などの食器類もととのわづ、調査のための下しらべの帳面をつくつたりするのにひまがかかり、また御検見がおくれたりすると、麦蒔付の時期がおくれ、それこそ百姓の夫食もなくなり村が亡所になつてしまふ、そこで検見なしで、こちらの調書をもとに年貢をへらしていただきたい。と天明の頃岩野辺組河崎の庄屋太右工門は、なかなか思いきつた願書を差上げている。

しかしこのような例は恐らく特別なものであろう。

次にあげるのは慶應二寅年（一八六六）ちくさの村々の「村中申し合わせ定め書」であるが

村々規定書

もし引米の高と毛見にかかる費用の差引勘定がうまくいつたとしても、後に述べる西山村の内、五人組の組頭連記の歎願書に出てくるように、その恩恵を受けるのが村の中の重だつた本百姓七、八人ぐらいだとしたら小百姓たちにとつて破免願などどうでもいいと言うことになろう。

一、当節米穀はじめいろいろなものが高値であるから、大坂御分（大坂谷町支配下の村々）生野御分（生野代官支配下の村々）とも、千草町内村役人立会、村々の規則を次のように定めた。

一、米穀そのほか村々から他へ一切売り出すことを止める事。
「近年、あい続き凶作つかまつり、ことごとく困窮相重り候につき、よんどころなく破免御検見願上たてまつりたく候えど

一、いろいろなものが高くなつて暮しにくくても騒ぎ立てたりする事、一切しない。もし隣村から騒ぎ立て（一揆等）に加わるよう誘つても決して同心しない事。

ただしくらしに困つて飢え死しそうになつた時は、その村々の組頭に相談し庄屋方へおだやかに御願いし村役人のさしづを受ける事。

右は当節世の中が騒がしくなつたので万一心得違の者があるならば御上様に対し恐れ多い事だから、両御分（大坂、生野代官所支配とも）十一ヶ村立会の上決めたことだから堅く相守り申すべき事。

これにより小前（小農民）一同連印して守ることを約束します。

○○村

村中申し合せ定め書のこと

一、御上納銀は郡中申し合わせのとおり、その年内に全部お納めすること。もし年内に済まなければ、その為にこれられる御役人様のいろいろな費用は一切その村で引受け、それだけ村の出費がかさみ、すべての百姓がますます困るようになるから、必ず年内にお納めすること。

慶応二寅年
二月晦日
名印

長州征伐
年貢を上納すると残りは一年の食いぶちにも不足する程のわずかしか残らない小百姓が多かつた。粟やひえ、麦をくい、作業稼ぎ（農閑期に炭焼き、日雇、鉄山の荷物運び等の内職）で

食いつないでいる小百姓たちも、米がとれる秋には年貢の事など考へないで、塩、かま、くわ等の生活必需品にちよつと米を融通しようとする事はさけられない。

西河内村の裏側で鉄山、薪、炭等や婚姻関係でちくさと深いつながりがあり、同じ天領であつた作州大茅村（岡山県英田郡西粟倉村字大茅）には年貢上納について前者よりもつときつい規定が同じ頃につくられている。

一、もし御上納銀お納めできにくい時は、できるだけ早く工面し、自分で工面できないときは株内でととのえ、もしそれでもできないときは村役人衆へ御願いし、自分の持つてある田畠、林山等を質に入れて借りるか、あるいは家財、諸道具等を売りはらつて御納めすること。

もし、その手だてがおくれたり、自分の財産で処分できないときは、その分を村で御納めしなければならなくなる。

もし、そのように村へ迷惑をかけた者は次の条々をよく守つて身を慎しむようとする事。

一、かみしもや羽織、はかま、紋付の衣類をきてはならない。着物は浅黄、無紋を着ること。

一、たび、さしげた、紙緒草履、雪踏などをはいてはならない。

一、雨の日近所へ出るとき、かさ、合羽かわはを使つてはならない。ミノ、笠つけること。

一、(三項略)

一、百姓家へ行くとき、玄関へ廻つてはいけない。庭口から出入り、口上などもていねいに言うこと。

一、何事によらず村中寄合、いろいろ相談ごとのある時は末席におること。

右八ヶ条は、その者の子や孫が別家したり養子に他家へ行つても右の箇条をよく守ること。

また水呑百姓になつても、村内でいろいろの用事をいいつけられた時は村役人のさしつ通りにつとめること。

なお又、村でたてかえてもらつた銀の元利を村へ払つた時、もとどおり百姓になることを許される。

(以下略)

今の納税と違つて江戸時代の税は村高によつて村毎に年貢割付が来る。それを村方三役が個人に割当てる。従つて税を払えない者がでても村の責任額は決してへらない。一定である。しかし未納者は親子孫の代まで非人同様の扱いとはずいぶん厳しい撻である。

私見を言えど、この撻は額面どおり受けとるわけにはいかない。こんなに厳しくお上のためにやつていますと言うゼスチャーフつまり百姓達の言いのがれの知恵とも思える。

小倉嘉兵工が石原六郎兵工に長い手紙で泣きなきとをのべてい
る一方、村によつては組頭たちが連署して、この御用金は納められないと拒否しているところもある。

恐れながら書付をもつて御歎願たてまつる書

西山村

五ヶ村（生野支配下の東、西河内、岩野返、河呂、西山）の村高割の外、一軒一軒のかまど割に割り当になり全く困つております。

組頭

源治郎

庄五郎

定右工門

大左工門

力右工門

一、私共村内は、近來時節柄米価がとかく高値が続き、そ
の上昨年の秋作は古来まれな不作で、御役人中より破免御
検見御願致しました所、御聞き下さいまして、御上様がお
いでになり御調べ下さり格別の御慈悲でもつて御年貢を輕
くしていただきました。しかしその御恩を受けましたのは
村の中でも重だつた本百姓七、八人へ三、四石程御割當に
なり、其外私たちのような、田畠もあまりなく、中には全
く無高の者たちには、なんの御恩恵もありません。私たち
のにも難渋なあじゆしております。

したがつて御納めしなければならぬ税の不足も、だん
だんかさなり、その上に昨年より広嶋行の人足貸など、当
小前百姓は、その日稼の者たちで、その日その日をしのぐ
にとぞ私たちの窮状をお察し下さいまして、どうか御
助け下さるよう御願申し上げます。

五ヶ村御役人様方が右の願を御聞き下さいますれば誠に
ありがたき仕合と存じます。

願人

源治郎

御役人衆中

前書の通、理解に及びそらえ共願出候間、奥書印形つか
まつり候

西山村

百姓代 銀藏

年寄 惣五郎

庄屋 武右工門

四ヶ 御役人中

四世直し

当地域では幕府が長州征伐に対して割り当てた御用金や人足
徴発について一揆や騒動はおきていないが、但馬では村岡村地
域で暴動がおきており、また全国各地で米価高騰、長州征伐に
よる混乱のため一揆や打ちこわしがおきている。（慶応三ヶ年
間の一揆発生件数五十數回）

慶応三年（一八六七）八月末名古屋の門前町に伊勢大神宮の
御札がふった。やがて十月から十一月にかけてお札ふりの祭が
全国的に広がった。

黒土の尾崎正城氏所有の文書「袖日記」には「慶応四辰年二
月六日より十五日まで当村にておどりはやる」と記録があり、
又岩野辺新宮の宮元万亀夫氏の裏にお札が降ったとの古老の話
もある。

それは開国以来の物価騰貴、とりわけこの第二次長州征伐が、
異常な物価騰貴の直接的原因となり百姓一揆や都市の細民の打

こわしを激発させたのである。従つて第二次長州征伐に負け、
それが二百数十年続いた徳川幕府をつぶすことになったのは、
長州の兵が幕府より強かつたかどうか、という事よりも民衆の
怨が幕府に集まり、それが幕府を倒したと言つても良い。

庄五郎

定右工門

戈左工門

力右工門

お札ぶりの祭に「ええじやないかええじやないか」のはやし言葉でおどりに狂じた民衆の中には、ゆきすまつた幕藩体制がつぶれて新しい世の中、いわゆる「世なおし」を期待する気持が彼等を熱狂させたのだろう。

この民衆の大きな波がひろがっている最中、遂に幕府は大政奉還を朝廷に申し出た。

それは慶応三年十月十四日（一八六七）の事である。

五 最後の代官

長州征伐で敗北、威信を失墜しその後わずか一年余で倒れた幕府。それまで代官としてちくさの村々を支配してきた二人、生野分の横田新之丞と大坂分の齊藤六藏。この二人の代官の運命はどうなったかをみてみよう。

生野御代官
横田新之丞様

元治元年八月（一八六四）御入り慶応三年（一八六七）に左の通り御取上に相成り候。

右横田新之丞様生野御立、右辰二月岩野辺福海寺へ御出、御家内中八人、千草町舟びき御出、それより横田様御親子三人船越村繁蔵殿方へ御成、それより作州大正寺へ御出の様に承り申し候。

右御家内は後山村庄屋権右工門殿方へ御出。それより生野元へ喜久内権作様より御呼戻しに付御帰り相成御座候。

大坂谷町の方は

代官 齊藤六藏様

文久四子八月（文久四是元治元年と改正）より御入陣相成慶応四年辰正月（一八六八）まで御勤あそばされ候、右齊藤六藏様江戸へ御引取相成、もつとも徳川様より天朝御取上に相成候。

其の節、薩州様（島津藩）御家来吉田清藏様、三雲十郎様、出石（山崎町内）御泊り相成り宍粟郡大坂御支配の村々御召し出しなされ、庄屋一同まかり出申し候。其の節これより天朝御支配など御申渡しに相成候。

右御役人様より出石にて御廻米二百五十石村々へ御手当米として御下げるに相成候。

ちくさの村々の生野分、大坂分両方の最後の代官になつた横田新之丞と斎藤六藏の二人、山陰道鎮撫総督西園寺公望の輩下の薩長軍が進駐してくるのに対し、彼等の運命はどうなつたのであろうか。

生野へは参謀折田主税利秀（尾崎氏の文書では折田与藏となつてゐる）一行がのり込んでいた。幕府の宝庫の一つ銀山をおさえるためである。

生野代官は、但馬、美作、播磨の村々の年貢五万石～八万石（時に十万石以上）の支配をしていたが、役高百五十俵の旗本（将軍直属の家臣で一万石以下の御目見以上の家格をもつ）であり、その下に十名程の下役をもつていて、足軽、中間をいれても代官所に勤めている者は二十数名そこそこで、前の生野の変（文久三年一八六三）においてわずか三日程にしろ占領され、幕府が近くの諸藩に命令して奪回させたくらいだから、山陰道鎮撫參謀折田主税一行がのりこんできた時、いさぎよくあけわたくして戦はなかつたようである。

そして前文（尾崎氏文書）にあるように、慶応二年二月と言えば太陽暦では三月にならうが、この頃はまだ雪の多い期節だから、恐らく雪道の中を代官の座を追われた失意の横田新之丞がとぼとぼと岩野辺めざして落ちてきたのだろう。

彼がなぜ喜久内権作（生野代官所、元締手代菊地権作の事と思える）に呼び戻されたか不明だが、銀山支配の後を引きついだ薩長兵の事務処理に不明の箇所がでてきたためか、又は官軍に抵抗したため入牢になつた元の部下脇元締桂信一郎に関する件によるのかねから

ない。

袖日記（尾崎家）

大坂谷町の代官斎藤

六藏はすぐ江戸に引き上げたようである。

其の時薩摩藩の吉田

清蔵と三雲十一郎が山

崎の出石へきて、年貢のうちの江戸へ送る米

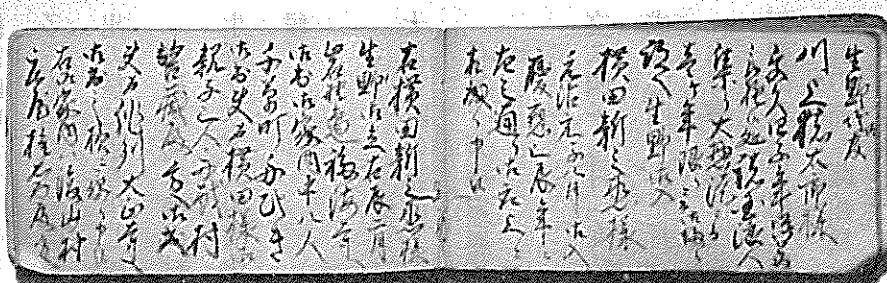
の一部二百五十石を、

村々へ御手当米として

払い下げている。人心

掌握のための一手段であらう。

当時ちくさ、三河等天領の年貢米は出石まで運び、出石より押保



川下りで網干まで高瀬舟で送り、それより一部は大阪で売られ
て銀にかえ江戸へ、一部はそのまま江戸へ船で送られた。そし

てそのために郡内の庄屋が出石詰になり荷物の差配をしたり又

廻米の責任者としてその船に乗り大阪、江戸まではるばる行つ
たのである。

に相成り候よし御達なり。

官軍は、これから本当の天領になつたのだと説いて廻り、又
百姓達を安堵させるため年貢を半減にするとの布達を出した。

また第二次長征の時石原六郎兵工に兵糧方御用を命じた時の
加判公事方だった後藤鑑二郎と元締の菊地権作は、山陰道鎮撫
参謀で生野の暫定支配者になつた折田主税利秀の下で役人とし
て働いている。

それより兵庫県の支配に相成り候、右慶応三卯年の御
廻米江戸納にて室村 上乗 利藏先船にて江戸表納め申
し候。 庄屋友藏殿乗納めにて後船まかりこし申し候処、
兵庫津（兵庫県になつて最初の県庁）長州様御家來にて、
薩州様御家來御衆中より御取扱い相成り候。

桂信一郎は前述のように官軍に抵抗し入牢になつたが、この
ように旧幕臣を使った事はもとの生野の支配下にあつた村々の
庄屋たちの心に、安心感を与えたに違いない。けれども一般的の
百姓たちにとつては幕府から薩長に変ろうが、とにかく、すこ
しても自分たちの暮しさえましになれば頭がどのようすげ變
ろうと、たいした問題ではなかつただろうと思える。

右友藏納めの分兵庫御役所より大阪なんばの御藏へ相
納めなさるべく候。右兵庫御役所より明治元辰十二月（慶
応四年九月八日より明治になる）社村へ御出張所に相成
り同一年己正月に宍粟郡出石山方御陣屋へ御出張に相成
り候

御役人様は川本周助と申す人なり。

当郡村々は慶応三辰二月京都御室の御所内仁和寺宮様。
今般往古（大昔）のごとく天朝の御料に帰り真の天領

(六) あとがき

まず此の文を書くにあたつて

故 石原積一郎氏所有 文書

一坪邦明氏所有 「門藏袖日記」

尾崎正城氏所有 「袖日記」

岡山県英田郡西粟倉大茅所有文書

を使わしていただいた事に深く感謝します。

蛇足

中・高校の生徒に長州征伐とちくさはなんか、わりがあるだろうかと聞くと、幕府軍と長州軍が戦った戦争にちくさなんかかかわりがあるはずがない、と答える。その戦いがこの辺であつたならば流れ玉にあつたとか、田畠をふみ荒されたとか、戦火で家を焼かれたとかがないとは言えないが、はるか離れた所であつた戦いだし。

そう思うのが当然である。

しかし此の拙文を読んでいただいた人たちは、私たちの所から庄屋が兵糧方としてあるいは村人が何人か夫人足としてかり出されたり、不作で困っているのに軍用金をだせとせめられたり、そのような所で長州征伐とちくさが無関係でありえなかつた事がわかつていただいたと思える。

長州征伐に直接関係のない、例えば破免毛見の事等ながな

がと書いたり、と思われたと推察するが、

また、長州征伐に深い関係のある資料だけで書けばもつとわかり易くすつきりすると思われただろうが、それだけの資料がないという理由だけでなく、筆者は長州征伐に事かりて、当時の百姓たちの姿をできるだけ画きたかった。ただ力がないので、それは法外の望みではあつたが。

背後にあつて一揆や打こわしをやつた細民や百姓たちは、決して長州の味方をしようとしてやつたわけではない。しかし、それは幕府をほろぼす大きな力になつた事は否めない。宍粟の村々は一揆はしなかつた。が軍用金の徴集などに、どちらぐらい出さされたかは不明だがあまり積極的に協力はしていない。つまり幕府のためにたいして何もしなかつた事も、やはり幕府を倒す力になつていた事も否定出来ない。

文中には出してないが生野あたりでは多額の献金をして、名字帶刀を許された商人や町役人たちもいる。

征長の失敗で全く威信を地におとし、このあとすぐ幕府が倒れるので、その人たちもほんのつかの間の栄光であつたか。とにかく、多くの村人たちは長州征伐の主役でもなければ脇役でもない。端役のまだその端役の人やあくまでも舞台裏の人たちである。しかし、その人たちの力がやはり歴史の舞台を廻している事を感じるのである。